

令和5年度における制度改正等について（報告）

1 新型コロナウイルス感染症に係る特例制度の終了について

令和5年5月8日から、新型コロナウイルス感染症が、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）上の新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとされ、5類感染症に位置付けられました。

これを受けて、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料（税）の減免制度について、国の財政支援が令和4年度相当分の保険料迄で終了しました。また、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の支給についても、令和5年5月8日以降に感染した被保険者への財政支援が終了することとなりました。（令和5年2月10日厚労省事務連絡）

こういった国の動きを踏まえ、本市におきましても、令和5年度分からの保険料減免、及び令和5年5月8日以降の傷病手当金の支給を終了するものです。

《コロナ減免》 ※令和5年6月末現在

年度	件数	金額
令和2年度	341件	65,463,100円
令和3年度	181件	29,973,500円
令和4年度	129件	22,362,000円
令和5年度	—	—

《傷病手当金》 ※令和5年6月末現在

年度	件数	金額
令和2年度	2件	100,054円
令和3年度	8件	340,451円
令和4年度	55件	1,600,944円
令和5年度	4件	152,416円

↑令和5年5月8日以前分

2 出産する被保険者の産前産後保険料免除制度の創設について

全世代型社会保障法に規定された国保の産前産後保険料免除制度については、令和6年1月1日の施行に向け、国は、被保険者からの届出がない場合でも、保険者が職権で国保料・税を減額することが可能とする省令改正案をまとめ、令和5年7月中に改正省令を公布するとともに、条例案などを示す予定としております。

対象を「出産する予定の国保被保険者または出産した被保険者」と規定し、出産前でも出産後でも減額の対象とするほか、減額する額は、出産予定日の前月から出産予定日

の翌々月までの4ヶ月間にかかる所得割と均等割で、双子などの多胎妊娠の場合は、出産予定日の3ヶ月前から出産予定月の翌々月までの6ヶ月間としています。

また、省令改正案では、「出産した被保険者の属する世帯主が、当該届出を行っていない場合であって、市町村が当該届出で届けられる事項を確認することができる場合」も減額が可能としており、市町村に提出される出生届などの情報を得て、減額対象と判断されれば職権で減額できるとされており、職権で減額する仕組みは、国保独自の規定となります。

本市におきましては、国から示される政省令等に基づき、システム改修等の補正予算を計上するとともに条例改正を行い、令和5年12月議会への上程を予定しております。

今後、詳細が示され次第、被保険者への周知をはじめ、適切に制度改正に対応してまいります。

3 マイナンバーカードと健康保険証の一体化について

健康保険証とマイナンバーカードの一体化などを盛り込んだ改正マイナンバー法（行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律）が、令和5年6月9日に公布され、令和6年秋以降の保険診療については、マイナ保険証によるオンライン資格確認を基本とし、現在の健康保険証は廃止されることとなりました。

マイナ保険証によるオンライン資格確認ができない方には、保険者が保険資格情報を記した「資格確認書」を交付するとされています。「資格確認書」については、原則、本人からの申請に基づく交付・提供とされていますが、保険者が必要と認める場合は、職権で交付・提供できる規定を設ける方針が示されたところです。

また、健康保険証の廃止に伴い、国保の短期保険証や資格証明書の規定も廃止され、保険料を約1年間滞納している世帯については、現物給付を特別療養費の支給（償還払い）に変更する「資格証明書」にかえて、保険者が「事前通知」するしくみを導入するとされており、

国においては、地方団体などの意見を踏まえて検討し、今後、詳細については政省令で定める予定としており、現時点において、具体的な制度設計や実務上の運営方法等は示されておりません。

本市といたしましては、国から示される政省令等に即して適切に対応するとともに、実態に即した運用を国に要望してまいりたいと存じます。